

# 独立行政法人日本学生支援機構法案要綱

## 第一 総則

### 一 目的

この法律は、独立行政法人日本学生支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とすること。（第一条関係）

### 二 名称

この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人日本学生支援機構とすること。（第二条関係）

### 三 機構の目的

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。

（ ）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに

に、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とすること。（第三条関係）

#### 四 事務所

主たる事務所を神奈川県に置くこと。（第四条関係）

#### 五 資本金

機構の資本金について所要の規定を設けること。（第五条関係）

#### 六 名称の使用制限

機構でない者は、日本学生支援機構という名称を用いてはならないとすること。（第六条関係）

### 第二 役員及び職員

#### 一 役員

機構の役員の数、職務及び権限並びに任期について所要の規定を設けること。（第七条から第九条

まで関係)

二 役員 of 欠格条項の特例

通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることが出来るものとする。 (第十條第一項関係)

三 役員及び職員 of 秘密保持義務

機構 of 役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、退職した後も同様とすること。 (第十一條関係)

四 役員及び職員 of 地位

機構 of 役員及び職員は、刑法その他の罰則 of 適用について法令により公務に従事する職員とみなすこと。 (第十二條関係)

第三 業務

一 業務 of 範囲

1 機構は、第一 of 三 of 目的を達成するため、次の業務を行うこと。 (第十三條第一項関係)

- (1) 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。
- (2) 外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。
- (3) 外国人留学生の寄宿舎その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。
- (4) 我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。
- (5) 外国人留学生に対し、日本語教育を行うこと。
- (6) 外国人留学生の寄宿舎を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。
- (7) 留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。

(8) 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

(9) 学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。

(10) (1)から(9)までの業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、1の(1)から(10)までの業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、1の(3)の施設を一般の利用に供する業務を行うことができるものとする。 (第十三条第二項関係)

## 二 学資の貸与

1 第三の一の1の(1)により学資として貸与する資金(以下「学資金」という。)は、無利息の学資金(以下「第一種学資金」という。)及び利息付きの学資金(以下「第二種学資金」という。)とすること。 (第十四条第一項関係)

2 第一種学資金は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、特に優れた者であって経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものと

すること。（第十四条第二項関係）

3 第二種学資金は、2による認定を受けた者以外の学生等のうち、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする事。（第十四条第三項関係）

4 学資金の額及び利率について所要の規定を設ける事。（第十四条第四項関係）

5 第一種学資金に併せて第二種学資金を貸与することができる条件につき所要の規定を設ける事。

（第十四条第五項関係）

### 三 返還の条件等

1 学資金の返還の期限及び方法並びに返還の期限の猶予及び返還の免除について所要の規定を設ける事。（第十五条関係）

2 機構は、大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができるものとする事。

（第十六条関係）

#### 第四 財務及び会計

##### 一 積立金の処分

機構の積立金について所要の規定を設けること。（第十八条関係）

##### 二 長期借入金及び日本学生支援債券

機構は、第三の一の1の(1)の学資の貸与に係る業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本学生支援債券を発行することができるものとともに、長期借入金及び日本学生支援債券に関する所要の規定を設けるものとする。（第十九条から第二十一条まで関係）

##### 三 政府貸付金等

1 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第三の一の1の(1)の学資の貸与に係る業務（第一種学資金に係るものに限る。）に要する資金を無利息で貸し付けることができるものとする。

（第二十二条第一項関係）

2 政府は、機構が第一種学資金の返還を免除したときは、機構に対し、その免除した金額に相当する

額の1の貸付金の償還を免除することができるものとする。 (第二十二條第二項關係)

#### 四 補助金

政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第三の一の1の(1)の学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができるものとする。 (第二十三條關係)

#### 五 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用

機構に、所要の規定を準用するものとする。 (第二十四條關係)

#### 第五 雜則

##### 一 財務大臣との協議

財務大臣との協議について所要の規定を設けること。 (第二十五條關係)

##### 二 主務大臣等

機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及

び文部科学省令とすること。 (第二十六條關係)

##### 三 国家公務員共済組合法の適用に関する特例

機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。 (第二十七条関係)

#### 四 国家公務員宿舎法の適用除外

国家公務員宿舎法の規定は、機構の役員及び職員には適用しないものとする。 (第二十八条関係)

#### 第六 罰則

所要の罰則規定を設けるものとする。 (第二十九条から第三十一条まで関係)

#### 第七 附則

##### 一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、この法律の一部の規定については、平成十六年四月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

##### 二 国の権利義務の承継等

機構の成立の際、第三の一の(2)、(8)及び(9)の業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政

令で定めるものは、機構の成立の時に於いて機構が承継するものとし、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。こと。 )  
附則第八条第一項及び第二項関係 )

### 三 日本育英会の解散等

日本育英会（以下「育英会」という。）は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、その時に於いて機構が承継するものとし、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。こと。 )  
( 附則第十条第一項及び第五項関係 )

### 四 政府が有する債権の免除

政府は、学資の貸与に必要な費用に充てるため政府から育英会に貸し付けた資金であつて政令で定めるものに係る育英会に対する債権を免除するものとする。こと。 )  
( 附則第十一条関係 )

### 五 財団法人国際学友会等からの引継ぎ

財団法人国際学友会等は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、機構の成立の時に於いて

て現にこれらの法人が有する権利及び義務のうち、関係する事業の遂行に伴いこれらの法人に属するに至ったものを、機構において承継すべき旨を申し出ることができるものとする。 (附則第十三条第一項関係)

## 六 業務の特例等

機構は、当分の間、第三の一の業務のほか、高等学校又は専修学校の高等課程の生徒に対する学資金に係る業務を行うこと。 (附則第十四条第一項関係)

七 その他所要の経過措置等を整備するとともに、関係法律の一部改正を行うこと。

